（公印省略）
丹子支第　79 号
令和２年５月 15 日

アフタースクール利用
登録児童の保護者の皆さま

丹波市長　　谷口　進一

５月 31 日までのアフタースクールの実施について（お知らせ）

現在、5 月 31 日までの小学校の臨時休業延長を受け、ご家庭で過ごすことが困難な児童や、保護者の方が仕事を休めない児童を対象に、アフタースクールについては、利用できる児童や開所時間を限定して実施しており、4 年生以上の兄姉がいる児童は利用を控えていただいています。

18 日（月）からの登校日の設定により、兄姉が登校することで、低学年の児童が一人、見守りがない中で過ごさないといけなくなることが多くなると考えられますので、**兄姉の登校日については、利用を希望する兄姉のいる 1～3 年生の児童は、利用できることとします。**

●利用できる児童について

①アフタースクールの利用登録（通常・長期休業中のみ）がある児童で、保護者のほかに家庭で見守ることができる家族（祖父母や兄姉）等がいない 1～3 年生の児童（兄姉が登校日でいない日は利用可能）

②特別な支援等が必要なため、自宅で過ごすことが困難な 4～6 年生の児童

※**現在利用されている方で、5 月末までの利用予定を出されている場合は、そのままの利用となります。改めて利用予定表を出していただかなくて結構です。**

※現在利用しておらず、上の枠内の要件を満たす児童で、兄姉の登校日に利用を希望される方は、利用を希望する日の前日（利用希望日が月曜日の場合はその前の週の金曜日）の午後 5 時までに、アフタースクールまたは子育て支援課（TEL88-5751）までご連絡ください。

※**開所時間は 8 時から 17 時まで**です。
延長保育（朝 7:30 から、夕方 19:00 まで）はこの間は実施しません。

〇令和 2 年 4 月分及び 5 月分のアフタースクール利用者負担金の設定について
（新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を受けての設定）

4 月分と 5 月分のアフタースクール利用料については、日割りでの計算とします。

・通常利用での登録の児童：日額 250 円×利用された日数（月額上限 5,000 円）
・長期休業中のみ利用での登録の児童：通常利用登録の児童と同じ
　なお、第 1 子が利用している場合の第 2 子など、利用者負担金の軽減が適用される児童については、上記の額の半額となります。

ただし、長期休業中のみ利用登録の児童については、学校が休業していなかった 4 月 7 日から 10 日の間に利用された場合、一時預かり（1 回 1,000 円）の利用料となります。

子どもの受け入れについて

・送迎は必ず保護者やおうちの方でお願いします。子どもだけで来たり、帰ったりはできません。
・家を出る前に必ず検温を行ってもらい、その体温と、のどの痛みや咳、鼻水の有無など、その日の子どもの体調を記入した「体調管理カード」を、受け入れ前に確認させていただきます。
・家を出る前の検温の結果、体温が 37.5 度以上の場合は受け入れできません。また 37 度前後の場合は受け入れのときに検温しますので、体温が 37.5 度以上になっていれば、受け入れできません。
・検温をしていなかったり、「体調管理カード」の記入内容から、体調を崩していると判断できたり、「体調管理カード」を持ってきていない場合は、受け入れできません。
・送迎場所や実施場所が、普段と違う場所に変更となっているかもしれませんので、ご注意ください。
・可能な限り、マスクを着用させてください。
・実施中に子どもが体調不良になった場合（体温が 37.5 度以上など）は、保護者の方にすぐに連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。

※地域で感染者が確認された場合は、その日から休所となるかもしれません。
　その際はご理解くださいますよう、お願いします。

（お問合せ）
健康福祉部　子育て支援課
TEL　８８－５７５１